

映適スタッフセンター労災規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、映適スタッフセンター労災(以下「本会」という)と称する。

(事務所所在地)

第2条 本会は東京都中央区日本橋一丁目17番12号に置く。

(目的)

第3条 本会は、労災保険特別加入により本会の会員(以下「会員」という)が業務中に負傷した場合に一般企業労働者と同等の補償を受け、それにより安心して業務に従事することができる環境を整えることを目的とする。

(規定)

第4条 本会の労災保険特別加入に関する一切の事務処理については労働保険事務組合へ委託することができる。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的達成のために次の各号に定める事業を行う。

- ① 労災保険特別加入に関する一切の事務処理及び保険料納付に関すること
- ② 業務上、通勤途上災害の発生の諸手続きに関すること
- ③ 労働安全衛生法等に定める技能講習、特別教育の受講斡旋手続きに関すること

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 会員たる資格を有する者は、次の各号に定めるすべての要件を満たしている者とする。

- ① 労働者災害補償保険法第33条第5号、施行規則第46条18第6号に該当する者
- ② 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県に居住する者
上記以外の地域については、別途申出書にて対応するものとする。
- ③ 一般社団法人日本映画制作適正化機構の運営するスタッフセンターに加入した者

(加 入)

第7条 会員たる資格を有する者は、所定の加入届出書により本会の会長の承認を得て本会に加入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- ① 前第6条の各号の要件のいずれかに該当しなくなったとき
- ② 団体を除名されたとき

(会員の権利)

第9条 会員は、本会の事業に対して均等の取扱いを受ける権利を有する。

(会員の義務)

第10条 会員は、次の各号に定める義務を負う。

1. 本会規約及び諸規程等を遵守する義務
2. 年会費を納付する義務

第3章 機 関

(機関の種類)

第11条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会

(総会の決議事項)

第12条 総会は、次の各号に定める事項を審議決定する。

- ① 本規約の改廃に関する事項
- ② 事業の年間計画及び結果報告に関する事項
- ③ 予算、決算並びに資産、財産の処分に関する事項
- ④ 役員を選出に関する事項
- ⑤ 本会の解散に関する事項
- ⑥ その他重要な事項

(総会の構成)

第13条 総会は、本会の最高決議機関であつて、会員及び第26条の役員をもって構成す

る。

(総会の成立)

第14条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席によって成立する。なお、あらかじめ議決権行使書を提出して欠席を届け出た者は、出席として扱うものとする。

(定時総会)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2か月以内に会長が招集し開催する。

(臨時総会)

第16条 会長が必要と認めるときに臨時総会を開催する。

(総会手続き)

第17条 会長は、総会を招集するときには、開催理由、日時、場所、議題等を開催日の10日前までに文書又は電磁的方法により会員に通知しなければならない。

2. 総会に出席することが出来ない会員は、開催日までに議決権行使書を文書又は電磁的方法によって提出しなければならない。出席した会員もまた、議決権行使書を提出しなければならない。

(総会の決議)

第18条 総会の決議は、出席会員の過半数以上の同意により決定する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

2. 第26条に定める役員は、議決権を有しない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、会長とする。

(総会の採決)

第20条 総会の採決は、議決権行使書の集計結果によるものとする。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事録は、議事録作成者が作成したものに、議長又は出席した理事が署名又は記名押印するものとする。

(理事会)

第22条 理事会は、総会より次の総会までの期間、本会業務の執行にあたり総会に対して

責任を負う。

(理事会の構成)

第23条 理事会は、会計監事を除く役員で構成し、会長が随時招集して開催する。

(理事会の成立及び決議事項)

第24条 理事会は会計監事を除く役員総数の過半数以上の出席によって成立する。

2. 理事は書面又は電磁的方法により理事会の決議に加わることができる。
3. 理事会の議長は会長があたり、議事の決定は出席理事の過半数以上の同意により決定する。但し、その決議について特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができない。
4. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
5. 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第25条 理事会の議事録は、議長又は出席理事が作成し、議事録作成者が署名又は記名押印するものとする。

第4章 役員

(役員)

第26条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 1名 |
| ③ 理事 | 2名～4名 |
| ④ 会計監事 | 1名 |

2. 前号第1号及び第3号の役員のうち1名は特定作業従事者から選出する。

(役員任期)

第27条 役員任期は2年とし、定時総会によって改選されるものとする。但し、再選を妨げない。

2. 臨時の改選又は補充により就任した役員任期は前任役員残任期間とする。

3. 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでの間役員の職務を行う。

(役員の仕事)

第 28 条 役員の仕事は次の各号のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、本会業務を執行するとともに理事会の議長となり理事会を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ③ 理事は、会長及び副会長とともに理事会を構成し、本会の業務を連帯責任で運営する。
- ④ 会計監事は、常に本会会計の厳正を期するため会計上の帳票、記録等を監査する。

(役員を選任)

第 29 条 役員を選出は、総会出席の会員の無記名投票により決める。

2. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。但し得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
3. 前第 1 項、第 2 項の規定に関わらず役員を選出は総会出席会員多数の同意があるときは、指名推薦によって行うことができる。
4. 指名推薦による場合の被指名人の選出は、その総会において選任された選考委員が行う。
5. 選考委員が被指名人を決定したときは、その総会に諮り出席会員多数の同意を得て決める。

(会長、副会長の選任)

第 30 条 会長及び副会長は、理事の中から理事会の互選により選出する。

(役員を辞任)

第 31 条 役員が病気その他やむを得ない理由で辞任するときは、理事会の承認を受けなければならない。

(顧問及び相談役)

第 32 条 本会には、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、次の各号に定める収入をもって支出する。不足の場合は、理事会で随時検討する。

- ①年会費
- ②預金利子等の雑収入

(入会金・年会費)

第35条 本会の入会金は、原則として免除する。年会費は、6,000円とする。

(入会金・年会費の納入)

- 第36条 会員は、毎年3月に新年度の年会費を一括納付しなければならない。
2. 期中新入の会員は、加入当月分から3月までの年会費(月割分)を入会時に一括納付しなければならない。なお、日割計算は行わない。
 3. 会員が本会を脱退するときは、納付済年会費を返金しない。

(予算・決算)

第37条 理事会は、毎年度の予算及び決算について会計監事の監査を受けた後、総会に報告し承認を得なければならない。

(会計処理)

- 第38条 本会の会計処理は理事会が責任を負う。
2. 理事会は会計帳簿を常に整備し、組合員の申し出があったときは閲覧させなければならない。

第6章 解散

(解散)

第39条 本会の解散は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を必要とする。

(財産処分)

第40条 本会解散による財産の処分は、総会において決める。

第7章 付 則

1. 本規約の変更・改廃は、総会の承認を得て行う。
2. 本規約は、本会が特定作業従事者特別加入団体として承認を受ける日から施行する。